

第九十四号議案

東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成二十九年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項第四号中「第四条の六第三項」を「第四条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百四十三号）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。